

## トラストサービス検討ワーキンググループ（第12回）議事要旨

### 1 日 時

令和元年10月18日（金）10:00～11:30

### 2 場 所

総務省10階 総務省第1会議室

### 3 出席者

（構成員）手塚主査、宮内主査代理、新井構成員、小川構成員、楠構成員、柴田構成員、渋谷構成員、袖山構成員、谷構成員、中村構成員、西山構成員、宮崎構成員

（オブザーバー）田邊内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官、藤田法務省参事官室局付、布山経済産業省情報プロジェクト室係長、河本経済産業省サイバーセキュリティ課課長補佐、山内一般財団法人日本情報経済社会推進協会常務理事

（総務省）竹内サイバーセキュリティ統括官、二宮大臣官房審議官、赤阪参事官（政策担当）、近藤参事官（国際担当）、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐、横澤田サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐、小高情報システム管理室長

### 4 配付資料

資料12-1 トラストサービスの制度化に向けた論点について

参考資料12-1 トラストサービス検討ワーキンググループ（第11回）議事要旨（未定稿）※<sup>1</sup>

※<sup>1</sup> 参考資料12-1はメインテーブルのみの参考配布

### 5 議事要旨

#### （1）開 会

#### （2）議 題

##### ① 前回会合の振り返り

事務局から参考資料12-1に基づき、前回会合の振り返りが行われた。

##### ② トラストサービスの制度化に向けた論点について

事務局から資料12-1について説明が行われた。

##### ③ 意見交換

トラストサービスの制度化に向けた論点についての説明後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

宮内主査代理：資料 12-1 の 5 ページの e シールに関する記載について、「社印・角印に法的位置づけがない」ことは正しいが、それを以て e シールを法的に位置付けることができないというわけではない。前例として、例えば、電子委任状法は、委任状に関する法律は無かったが、立法することができた。一定の基準を満たすものとして、信頼できるものの基準を示すことには意味があるのではないか。

また、5 ページと 9 ページの表の「②国による基準の提示の部分」の「技術革新に応じた制度の柔軟な改善が可能」という記載について、技術革新としてどのようなものを想定しているかにもよるが、暗号技術やハッシュ関数といったものを考えるのであれば、長いスパンで考えていくことが多いので、そこまで毎年改正するといった形で厳密に考える必要はないのではないか。

最後に、「法令上の要件」というのをまだイメージできていない。電子署名法の 2 条 1 項には電子署名の定義が記載されている。これを参照している法令もしくは、同じ書き方をしている法令等をイメージしているのか。

事務局：「法令上の要件」というのは、まさに電子帳簿保存法の省令のイメージである。電子的に保存するときにはこういうものを使ってください、どこの認定を受けたものを使ってください、ということが様々な分野で明確にされると良いのではないかという趣旨。

宮内主査代理：法令に何も書いていないと業者は不安なので、これを使えば大丈夫だということを明記してほしい、要件を明確にしてほしい、という理解でよろしいか。

事務局：然り。

袖山構成員：必ずしも法令の規定がなければ、各トラストサービスの利用が進まないというわけではない。電子帳簿保存法施行規則で規定されているタイムスタンプは、本来紙を電子化する場合の改ざん防止措置であり、紙の保存をデータで保存する場合の保存方法の特例として認めたものに過ぎない。紙のやりとりの際は、改ざん防止措置の有無は問われておらず、電子的にやりとりを行う場合のみ本人性確認や保存の際に改ざん防止措置をとるべきという論点が出てくる。電子帳簿保存法では、当初はスキャナ保存は進まず、タイムスタンプと電子署名の付与による保存、さらにタイムスタンプのみ付与をする保存となって、タイムスタンプの普及が進んだ。しかし、規制を厳しくしてしまうと利用が進まないという現状もあるため、法令のみに頼って普及に期待するというのはどうなのか。

宮崎構成員：資料 12-1 の 5 ページと 9 ページの表について、現在のタイムスタンプの指針はどういった位置づけになっているのか。また、「国による関

与の度合いは①に比べて弱い」という表現があるが、どの程度弱いのか。弱いことによって、何か決定的な違いが生じるのか。

事務局：現状のタイムスタンプの指針については、形式的には法的なものではない。指針を示しているのが総務省というだけである。ただし、中身については総務省の責任で考えた内容である。

関与の度合いについては、国が個別の事業者の基準への適合性について審査をしているかどうかという点で国の関与に強弱があるという認識。この強弱が与える影響をどう捉えるかについては、是非この場でご議論いただきたい。

新井構成員：資料 12-1 の 7 ページにあるタイムスタンプ事業に係る図について、時刻配信事業者がタイムスタンプ発行事業者に対して監査を行い、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）からタイムスタンプ発行事業者に標準時通報を行うというのは正しいのか。

柴田構成員：NICT から直接タイムスタンプ事業者に標準時刻を配信しているわけではないため、図を見直す必要がある。

また資料 12-1 の 5 ページと 9 ページの表で、国による基準の提示として日本データ通信協会による認定制度が記載されているが、その紐付けに違和感がある。実態としては国が基準を提示する仕組みになっていないため、ユーザに不安を与えているのではないか。指針の内容等、提示する基準のレベルを何らか検討してほしい。

また、タイムスタンプサービスにおいて重要なのは、タイムスタンプに使われている時刻の正確性である。時刻の正確性を担保するために、TAA（時刻配信事業者）という TSA（タイムスタンプ発行事業者）の発行するタイムスタンプの時刻の信頼性を担保する事業者があり、その技術基準は ISO でも規定されている。この TAA を何らか国の認定制度に結びつけることが必要なのではないか。NICT が TAA をやることは特に問題ないが、時刻のトレーサビリティを確保するという意味では、現在の NICT は単純に時刻の報時をしているだけなので、その部分を国が関与する日本標準時として時刻の信頼性を担保した時刻をタイムスタンプ事業者に提供することで、国の関与によるタイムスタンプの信頼性の担保ができあがるのではないか。

最後に、e シールの議論をする際には、タイムスタンプも含めた議論をするべきではないか。電子署名法制定時は、なりすましや改ざん防止という考え方が着目されていたため、記録として将来にその信頼性を確認することへの考慮が不十分だった。今回の e シールの制度化に係る議論についても同様に進めていく必要があるのではないか。電子署名法制定時には、すでにタイムスタンプという技術、サービスは存在していたものの、電子署名法には位置づけられなかったという経緯がある。その後、e 文書法制定時に、長期保存の際には電子署名だけでは対応できないということが認識され、総務省に

よってタイムスタンプに求められる要件を定めた指針が出されている。

楠構成員：外国送金に関して、フィッシングによる被害が多いと聞いている。アンケートの中で、請求書の3分の1は手渡しとなっているという結果があったが、それは正しい相手から請求書が来ているのか本人確認をする目的だと認識している。やりとりが電子化された場合には、正しい相手から来たものであるということを確認する手段がeシールとなると思うが、何らかのお墨付きを得たeシールが付されていることで、相手の真正性を確認できるのではないか。

また、税務系の出版物に、電子帳簿保存法の改正に絡んで、クラウド業者を使った請求書データのやりとりをする際には、タイムスタンプを使用しない形でもできるようになるといった記載があった。その辺も見据えて進めていく必要があるのではないか。

手塚主査：楠構成員から言及のあった電子帳簿保存法の改正に関しては、事実関係を確認した上で議論する必要がある。

袖山構成員：事実関係を確認したわけではないが、昨日の新聞記事の内容については、取材をした記者が電子的に取引した文書の保存と紙媒体でやり取りした文書のスキャナ保存を混同しているのではないか。

小川構成員：資料12-1の5ページと9ページに記載のある「国による基準の提示」については、法律以外にも2つあると考えている。米国のアメリカ国立標準技術研究所（NIST）が決めたAES（Advanced Encryption Standard）のような技術的基準と、申請や手続に関する基準である。網羅的に調査するのは難しいが今後はまとめていく必要があるのではないか。

事務局：国が技術的な基準を示すべきではないかということについては論点の1つ目で、申請や手続のなかでどういったタイムスタンプやeシールが認められるかということに関しては論点の2つ目で、それぞれご指摘の点を含んでいるという認識である。

中村構成員：資料12-1の3ページで、eシールやタイムスタンプの制度化を考えたときに、発行元やクレデンシャルの正しさを考えるのであれば、記載の論点で問題ないと思う。しかし、長期署名のような形で使うことを考えたときに、発行されたものが利用者側で正しく管理され、正しく使われているのかをどう担保するかということに関して、重たい運用ルールを作ってしまうとコストがかかり、普及が促進されないのではないか。どこまでをスコープにした議論にしているかというのを整理し、例えば今回は発行のところを対象にしている、といった定義付けをしなければ、今後議論が発散してしまう懸念がある。

事務局：電子署名法の現状も踏まえて、資料12-1の3ページの図では、論点を認証局と利用の部分の2点に絞って提案している。指摘のあった利用者側の部分も議論が必要なかどうかということについては皆様にご議論い

ただきたい。

宮内主査代理：e シールについては、自然人の電子署名とは異なり、会社の意思表示には使わないものと理解している。一般的に請求書は意思表示ではなく、本来もらえるものを出してほしいという事実の通知をしているだけに過ぎないと考えられている。意思表示をするものではないということを考えると、e シールについては、従来の電子署名の鍵管理の考え方を緩和してもいいのではないか。そういったところも含めて今後検討していただきたい。

谷構成員：アンケート調査の回答をした企業の観点から話をすると、トラストサービスを会社の中でどこが管理するのかというのが非常に難しい。会社のどのようなプロセスの中でトラストサービスを使うのか、調達の場面なのか、意思決定の場面なのか、知財保護の場面なのかが見えていない状況。こういう場面でこういう要素でトラストサービスを使うという、会社の業務に即した一般的にわかりやすい表示をする必要があるのではないか。具体的なユースケースや、今までできなかったことがe シールではこう実現できる、ということガイドラインや指針で法制度化の一部として示していかなければ、ユーザに理解してもらえず、普及の妨げになるのではないか。

西山構成員：資料12-1の5ページと9ページの「国による基準の提示」の課題とデメリットについて、民間の認定制度では事業の継続性に不安があるという声がアンケート調査にもあったため、その記載を追加した方がいいのではないか。また、民間の認定制度だと認定主体が乱立する恐れがあると考えている。認定に係る基準が明確になっているというだけでは、その基準をどう解釈して認定を取得するかというところを担保することが難しい。その2点がデメリットとして考えられる。

また、袖山構成員から電子帳簿保存法の改正について言及があったが、条件を厳しく縛りすぎると法的な裏付けがあっても該当サービスは普及しないということになりかねないため、バランスが重要である。

e シールの位置づけを電子帳簿保存法に規定するというのも一つの案ではあるが、電子帳簿保存法はあくまで帳簿を電子的に保存するための法律である。他方、e シールは請求書等の電子的なデータが真正なものであり改ざんされていないということを担保するものであることから、保存ではなく、データの利活用に関する法律や制度の中で e シールの利用に関して言及するというのも考えられるのではないか。

袖山構成員：今の西山構成員の話にもあったが、資料12-1の3ページ目の論点2にある「e シールを付した電子文書を送受信・保存することが法令上の要件を適切に満たすこととなるのか」という記載について、現状の電子帳簿保存法には、e シールに関する規定は当然存在していない。現状の電子帳簿保存法第10条の規定では、送信者と受信者双方のタイムスタンプを付与することと、正当な理由がなければ訂正削除ができないような訂正削除防止規

定を備え付けて運用するように、という2点記載がある。規制を厳しくすることで、電子取引の普及を妨げてしまうのではないかと思うところ、逆に要件の選択肢を増やすことで利用が広がるのではないか。そういった意味では、現状の送受信者双方にタイムスタンプを付すというところは厳しい措置になっているので、そこを送信者側は電子署名（eシール）も認める、という形にすれば、電子署名を利用することで処理が効率化するというようなサービスが選択肢に上がり、電子取引を行う利用者側の選択肢は広がるため、更なる普及が進むのではないか。

西山構成員：資料12-1の7ページの図で、構成要素としてタイムスタンプ局用の証明書（TSA証明書）を発行する認証局が記載されていないため明示した方がいいのではないか。タイムスタンプ局にTSA証明書を発行している認証局が廃業するという課題が以前挙がっていたが、現状の7ページの図では、その論点が見えなくなってしまう。参考として、EUでは、タイムスタンプ事業者の信頼性を担保する場合に、タイムスタンプ局に証明書を発行している認証局の証明書をトラスタンカーとして開示している。日本も同様にすべきかどうかは議論していく必要がある。

渋谷構成員：論点の中で信頼性の起点というキーワードが示されているが、国内における信頼性に加えて、国際的な信頼性も重要ではないか。国際的にも日本の制度は信頼されるものだとすることを示すべきという課題意識を持つことも大切である。

新井構成員：「技術革新に応じた制度の柔軟な改善が可能」という部分に関して、未だに電子署名法の施行規則に1024ビットの記載が残っているが、そのまま柔軟な改善ができていないと捉えると誤解が生じる。まだ有効期間内の1024ビットの電子証明書が存在している可能性があるということで、まだ施行規則を改正できずに記載が残っているということではないか。指摘するのであれば、SHA-2の記載が入った時期が2014年であり、少々遅くなったというところ。

論点1はトラスタンカーのところだと認識しており、前回のワーキンググループではトラスタンカーの重要要素である「適合性評価機関（CAB）」の話も出てきたが、今後はCABを中心とした枠組みを構築していくという議論につなげていく必要がある。論点2の利用シーンというところだが、ここをどうしていくかというところは課題が多いと感じている。国が関わるという意味では、国際的な動向を踏まえつつ検討することが大事なのではないか。

事務局：1点目のSHA-1のところは、技術の進展もあるので、主務三省で協議している。2点目の国際的なところは追加を検討している。当省で外国に関する調査も行っているので、今後の会議の中で紹介できるものがあれば紹介したい。

新井構成員：eシールについて、まだ、国際的にも明確な定義がある状態とは思

えない。また、e シールは一般的に組織の電子証明書という位置づけではあるが、日本国内には個人事業主・中小事業者も多く存在しているため、「組織向けではないe シール」に関してしっかり議論しなければ、実際には使用されない制度になるのではないかという懸念があるので、是非検討してほしい。

事務局：個人事業主に関しては、資料12-1の6ページのその他の論点の1つ目に示している。「組織」という書き方をしているが、法人格がない場合に関しても同様に課題であるという認識を持っている。

西山構成員：e シールの取扱いに関しては、電子委任状と非常に似ていると思っている。電子署名法は自然人に限定されるため、認定認証事業者が法人の属性を利用者の証明書にどう格納するか、もしくはどう審査して格納するか、という課題があった。そこで、電子認証局会議という団体が属性ガイドラインをつくったという経緯がある。そのガイドラインには、法人代表者の意思をどう受けて電子委任状を発行するかというところの確認について詳細に記載されており、そのガイドラインを参考にして電子委任状法が制定された。

e シールも一番大事なものは、当該法人の実在性をしっかり登記情報と紐付けて確認しながら発行することではないか。また、それだけでは不十分で、本当に法人代表者からの申請があったかどうかを確認する必要があるため、電子委任状と同じように、法人代表者からの申請で発行していく、というのが考えられる。運用基準も技術標準に含まれるのではないかとこのところで、今後はそういった検討も進めていく必要がある。

宮崎構成員：資料12-1の8ページのタイムスタンプについて、グローバルな事業を行っている弊社（三菱電機株式会社）では、知財保護の目的でタイムスタンプを使用しているが、海外でもその効果が認められるかどうかという点を非常に大きな課題として捉えているので、このあたりを重視してほしい。

また、9ページの「紙媒体において相当する概念がない中でタイムスタンプに特別な法的位置づけを与えることの整合性」という記載についてだが、紙ではなく電子だからこそできる有益なことがある一方、紙ではなく電子だからこそそのリスクもある。そのリスクを保護するための公的な制度があることが、やはり重要なのではないか。そこを乗り越えられるように今後進めていきたい。

柴田構成員：資料12-1の5ページと9ページで紙媒体の話があるが、紙とデジタルの文化が全く異なるということを認識する必要がある。紙は唯一性があり、その上で利用上の慣習ができあがっている。しかし、電子文書では唯一性を求めることが難しくなる。そういった背景の中で、ユーザが安心して利用できるための仕組みを作ることが重要なのではないか。

袖山構成員：宮崎構成員からあった、資料12-1の9ページの「紙媒体において相当する概念がない中でタイムスタンプに特別な法的位置づけを与えることの整合性」に関して、電子だからこそできる措置が必要ではないかとい

う意見はそのとおりである。財務省や国税庁も少子高齢化に伴う定員の減少によって税務調査の件数は減っている一方、複雑困難な事案が増えてきており、税務調査の日数は相応に確保しなければならないという背景がある。電子的にやり取りされた文書の真正性がトラストサービスにより担保されるのであれば、税務調査に必要な時間を大幅に削減できるため、その資源を他の複雑困難事案や脱税事案に投入することができるのではないか。これから税務調査にかかる工数を減らしていこうということであれば、紙ではなく、電子的なやり取りを推奨し、かつ当該電子文書の真正性を担保する運用を行う必要があるのではないか。インボイス制度も同様で、納税者側の事務の効率化だけを考えるのではなく、国税庁側の運用を考えると、課税仕入れの正当性を確保できるような体制整備ができていれば、消費税納税に係る国税庁の調査が不要になる世界もあり得るため、その辺の整合性が重要なのではないか。

新井構成員：資料12-1の6ページと10ページに記載がある「所管省庁」とはどこをイメージしているのか。

事務局：どこか具体的な対象を絞っているわけではないが、本ワーキンググループで出ている話を踏まえると、財務省・国税庁や、建築士の設計図書関連といったところが候補として筆頭に上がってくる。

新井構成員：電子文書を取り扱っている省庁をすべて考えた方がいいのではないか。

事務局：ニーズを踏まえて考えていく。

手塚主査：紙の文化、電子の文化という焼き写しの議論では、今までと全く変わらない世界になってしまう。電子中心の世界になったときにどういう姿があり、どういう課題があるかということは、先取りをした内容が必ず入ってくるので、そのバランスをどうとるかは、国によって色合いが出てくる。日本はどうしていくかという大きなフレームワークの中で、我が国としてのバランスを考えることが大事。アンケートもそうだが、先進的な企業とそうでない企業に聞くのでは全く異なった回答が出てくる。本ワーキンググループのような有識者の議論では、先進的な話になってしまうため、いざ世に出したときに、前のめりになってしまうのもまた事実である。最終的にどこに落としどころを持って行くかというところが重要である。

#### ④ その他

事務局から、次回の日程について説明があった。

### (3) 閉会

以上